

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【四半期会計期間】	第74期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	鴻池運輸株式会社
【英訳名】	Konoike Transport Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴻池 忠彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06(6271)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区備後町二丁目6番8号
【電話番号】	06(6271)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 第3四半期連結 累計期間	第74期 第3四半期連結 累計期間	第73期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	172,805	173,729	227,749
経常利益 (百万円)	6,558	6,697	7,542
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,598	3,926	3,978
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,635	6,182	5,377
純資産額 (百万円)	65,725	76,266	70,752
総資産額 (百万円)	163,295	172,536	170,807
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	143.93	138.03	158.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.4	43.2	40.6

回次	第73期 第3四半期連結 会計期間	第74期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	49.25	47.75

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、次のとおりであります。

### <複合ソリューション事業>

関係会社の異動はありません。

なお、平成25年7月1日付で、鹿島選鉱(株)を(株)エコイノベーションに商号変更しております。

### <国内物流事業>

関係会社の異動はありません。

### <国際物流事業>

関係会社の異動はありません。

### <その他>

関係会社の異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、経済政策や大幅な金融緩和の導入により円高の是正と株価の上昇が進行し、個人消費が持ち直しに転じる等、明るい兆しが見え始めるなか緩やかに回復しました。

しかしながら、物流業界におきましては、建設関連資材を中心に国内物流量は回復傾向にあるものの、海外生産への移行ならびに現地調達率の上昇により国際貨物量が漸減傾向にあることや、燃料価格の高騰が収益を圧迫する状況となっていること等により、依然として厳しい経営環境が続いています。

このような経済状況のもと、当社グループは医療物流センター業務の拡充等、業容の拡大に注力した他、関西国際空港での空港関連サービス（グランドハンドリング業務：カウンター業務・荷物の搭降載・機内清掃等の総合的サービス）が顧客航空会社様より「サービス品質世界1」とご評価いただく等、顧客の価値創造パートナーとして、高品質できめ細やかなサービスの提供に尽力しました。

この結果、売上高は1,737億29百万円（前年同期比0.5%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は65億76百万円（同2.3%減）、経常利益は66億97百万円（同2.1%増）、四半期純利益は39億26百万円（同9.1%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、各報告セグメントを構成する事業本部に所属する営業所の一部について、所属する事業本部を変更しております。そのため、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を当該変更後の数値で比較しております。

#### 複合ソリューション事業

複合ソリューション事業におきましては、食品分野において、顧客の好調な製造・販売を受け、飲料等製造請負業務ならびに加工食品取扱業務が増加した他、生活関連分野では住宅着工数の増加により住宅関連資材取扱業務が堅調に推移しました。医療関連分野におきましても、子会社での院内物流業務ならびに顧客医療機器配送センター内での構内物流業務が大幅な伸長となりました。しかしながら、鉄鋼関連分野における機工・工事案件の減少や競争激化、空港関連分野での中国航空便数の回復遅れの影響により、売上高は1,116億22百万円（前年同期比1.0%減）、セグメント利益は84億89百万円（同2.3%減）となりました。

#### 国内物流事業

国内物流事業におきましては、定温物流分野においてコンビニエンスストアや小売店向け冷蔵・冷凍食品取扱業務が好調に推移した他、テーマパーク関連商品ならびにパソコン等オフィス用品の配送センター業務が伸長したことにより、売上高は388億53百万円（前年同期比0.5%増）となりました。しかしながら燃料価格の高騰や電気料金の値上げにより配送コストや冷凍・冷蔵倉庫運営コストが増加したことに加え、平成25年3月竣工の流通センターならびに同年5月竣工のアパレル専用倉庫において、立ち上げ費用や新規業務開始の時期ずれが発生したこと等により、セグメント利益は9億48百万円（同24.0%減）となりました。

#### 国際物流事業

国際物流事業におきましては、新興国経済の停滞や顧客生産拠点の海外移転等により、輸出業務が低迷し、厳しい状況となりました。しかしながら、国内個人消費の持ち直しに伴い、中国からの調理家電輸入業務やバングラデシュならびにミャンマーからのアパレル品輸入業務が増加したことに加え、アメリカ子会社における鋼管や自動車関連部品などの大型製造設備輸送業務を獲得したこと等により、売上高は232億53百万円（前年同期比9.0%増）となりました。セグメント利益につきましては、円安の進行に伴う円換算差額の影響もあり、10億66百万円（同54.5%増）となりました。

## (2) 財政状態

### 流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は648億96百万円であり、前連結会計年度末に比べ4億87百万円減少しました。主な要因は、受取手形及び売掛金が15億21百万円増加したこと、繰延税金資産が11億64百万円減少したこと、現金及び預金が9億7百万円減少したこと等によるものです。

### 固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は1,076億39百万円であり、前連結会計年度末に比べ22億15百万円増加しました。主な要因は、建設仮勘定が32億80百万円増加したこと、投資有価証券が19億56百万円増加したこと、土地が27億7百万円減少したこと等によるものです。

### 流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は447億45百万円であり、前連結会計年度末に比べ29億48百万円減少しました。主な要因は、未払費用が30億56百万円減少したこと等によるものです。

### 固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は515億23百万円であり、前連結会計年度末に比べ8億37百万円減少しました。主な要因は、社債が30億円減少したこと、長期借入金が11億49百万円増加したこと、退職給付引金が4億32百万円増加したこと等によるものです。

### 純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は762億66百万円であり、前連結会計年度末に比べ55億14百万円増加しました。主な要因は、利益剰余金が32億30百万円増加したこと、為替換算調整勘定が11億47百万円増加したこと、その他有価証券評価差額金が9億50百万円増加したこと等によるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は第2四半期連結会計期間において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、当社並びにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることが、その基本方針と致します。

### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記(1)の経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み、下記(2)のコーポレート・ガバナンスの強化の取組み及び下記(3)の株主の皆様に対する還元に関する取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

### (1) 経営理念を踏まえた企業価値向上への取組み

#### (a) 経営理念

当社グループは、以下の3点を念頭に置いて、高い品質のサービスを提供し、世界の人々の幸福と安全で安心な社会の実現に役立つプロフェッショナルサービス集団を目指しております。

- (i) 当社グループは、品格ある事業活動を通じて、顧客、取引先、株主の皆様、従業員をはじめ、全ての人々を大切にします。
- (ii) 当社グループは、総合物流を中心に様々な分野において、顧客が新しい価値を創造するための質の高いサービスを提供します。

(iii) 当社グループは、自然と人間の共存に努め、地球環境の保全と未来社会の健全な発展に貢献します。

当社グループは、かかる経営理念に基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を通じた株主の皆様を含むステークホルダーの繁栄、豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己表現、相互信頼・合理性のある組織風土の醸成等を推進しております。

(b) 中期経営計画の策定及び同計画達成のための施策

当社では、企業価値又は株主の皆様共同の利益の向上に向けた取組みとして、平成25年3月期（平成24年度）を初年度とし、平成27年3月期（平成26年度）を最終年度とする3か年間の中期経営計画「エクスプレス計画Vol.2 2012年度～2014年度」（以下「本中期経営計画」という）を策定し、現在2年目として実行中があります。中期経営計画の最終年度（平成26年度）は、売上高2,356億円、営業利益96億円、ROE（株主資本利益率）7.2%の達成を目指して取り組んでおります。

また、中期経営計画達成のための施策として、当社が現在取り組んでいる10のサービス分野のうち、本中期経営計画におきましては、医療関連サービス、ファッション&アパレルサービス、空港関連サービス及び定温物流サービスの4つの事業を最注力4分野と位置付け、重点的に強化することを企図するとともに、経営効率化を更に推進して参ります。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、法令遵守の徹底及び経営の健全性、迅速性の向上の観点から、企業価値・株主の皆様共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

まず、当社は、東京証券取引所の定める独立役員に該当する社外取締役1名を選任すると共に、定款で取締役の任期を1年に短縮し、株主の皆様が企業統治の在り方に直接意見を表明し得る機会を最大限確保するなど、かねてよりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

また、当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向に迅速に対応するために、迅速かつ適正な意思決定及び業務執行の遂行を図ると共に、事業活動に関する監査を強化することにより、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。

(3) 株主の皆様に対する還元に関する取組み

当社では、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案して、内部留保の充実に図りつつ、継続的に安定的な配当を目指すことを配当政策の基本方針として参りました。

今後はこの方針に加えて、企業価値向上の成果を還元させて頂くことで、更に株主の皆様へ支援して頂けるよう、業績・収益状況に対応した配当を実現しつつ、企業価値の一層の充実をはかりたいと考えており、配当性向を今後3年間で概ね30%程度まで高めることを目標としております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年8月30日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することにつき決議を行い、あわせて本プランの導入に関する承認議案を平成26年6月に開催予定の当社第74回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを決定いたしました。本プランは、同日付けで効力が生じておりますが、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは、直ちに廃止されるものであります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成25年8月30日付プレスリリース

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」

([http://www.konoike.net/ir/upload\\_file/tdnrelease/9025\\_20130829018474\\_P01.pdf](http://www.konoike.net/ir/upload_file/tdnrelease/9025_20130829018474_P01.pdf))

をご参照下さい。

(1) 本プラン導入の目的について

本プランは、基本方針を踏まえ、(i)大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、(ii)当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、(iii)株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、導入されたものです。

(2) 本プランの概要

(a) 対抗措置発動の対象となる行為

次の から までのいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づき対抗措置が発動される場合があります。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が事実上共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限り）

(b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

(c) 取締役会及び独立委員会による検討等

当社取締役会及び独立委員会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には60日間（初日不算入）、それ以外の場合には90日間（初日不算入）の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定し、当社取締役会は、当該取締役会評価期間内において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものと致します。

また、独立委員会も上記と並行して大規模買付者からの提案等の評価及び検討等を行います。

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

(i) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく当社株券等の大規模買付行為を開始したものと認める場合には、原則として、当社取締役会に対して、所要の対抗措置を発動することを勧告できるものと致します。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、所要の対抗措置を発動することと致します。

(ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の検討と、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、大規模買付者が総体としていわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

他方、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により対抗措置不発動の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものと致します。その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものと致します。当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものと致します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は上記株主総会の決議に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決議を、遅滞なく行うものと致します。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を実行してはならないものと致します。

(f) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、その有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと致します。但し、かかる有効期間前であっても、(i)当社取締役会若しくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は(ii)独立委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものと致します。



(3) 本プランの合理性

(a) 政府指針、金融商品取引所の諸規則に則っていること

本プランは、会社法を始めとする企業法制、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しております。また、本プランは、東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」及び同取引所の諸規則等に則り、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。本プランは、株主の皆様ごの権利内容やその行使、当社株式の市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものです。

(b) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(c) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

(d) 対抗措置の発動に際して原則として株主の皆様のご意思を確認するプランであること

本プランは、大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が開始された状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会がかかる対抗措置の不発動の勧告をする場合を除き、大規模買付者による大規模買付行為に対する本新株予約権の無償割当て等の対抗措置発動の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することを内容としております。

本プランは、このように、株主の皆様のご意思を確認した上で対抗措置を発動するものであるため、本プランの導入に際して株主総会の承認を得ることは必ずしも必要ではないと考えております。しかしながら、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する観点から、本定時株主総会において本プランの導入につき株主の皆様のご賛否を問い、本プランの導入が否決された場合には本プランを廃止することとしております。

(e) 本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は1年であり、1回の株主総会における通常決議による取締役の選解任を通じた取締役会の決議又は株主総会における本プラン廃止の通常決議により本プランを廃止することが可能です。

(f) 独立委員会の判断の重視

本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動又は不発動等について、当社の業務執行を行わず独立性を有している社外役員及び外部有識者から構成される独立委員会が勧告を行うこととしております。そして、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置について、独立委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとされております。

(g) ガイドラインの設定

当社は、本プランに係る各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています。当該ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(h) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(e)記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記 の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられ、上記 の取組みは、上記 の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記 の取組みは、上記 の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記 (1)及び(3)(b)等に記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして導入されたものであります。また、上記 (3)記載のとおり、本プランの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (4) 研究開発活動

重要な記載事項はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

計画完了

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資金額 (百万円)	資金調達方法	完了年月
提出会社	神奈川県 厚木市	国内物流事業	物流センター設備	1,733	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 5月

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の能力増加については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

計画の変更

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社	神奈川県 綾瀬市	複合ソリューション 事業	物流センター設備	1,928	977	自己資金及び 自己株式処分 資金及びリース(注)1	平成25年 1月	平成26年 3月 (注)2
鴻池亜細亜物 流(江蘇)有 限公司	中国 江蘇州	国際物流事業	物流センター設備	1,055 (注)3	302	自己資金	平成25年 3月	平成26年 10月 (注)2

(注) 1. 資金調達方法を一部変更致しました。

2. 完了時期を変更致しました。

3. 倉庫仕様の変更により投資予定額を変更致しました。

4. 金額には消費税等は含まれておりません。

5. 完成後の能力増加については、計画的把握が困難であるため、記載を省略しております。

新設計画の追加

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社	静岡県 駿東郡長泉町	複合ソリューション 事業	物流センター設備	5,253	103	自己資金及び 借入金	平成25年 6月	平成27年 6月
関西陸運(株)	香川県 さぬき市	国内物流事業	土地・物流セン ター設備	900	-	自己資金及び 借入金	平成26年 1月	平成26年 10月

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の能力増加については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	132,917,764
計	132,917,764

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,449,601	28,449,601	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	28,449,601	28,449,601	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	28,449	-	1,688	-	896

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,447,800	284,478	-
単元未満株式	普通株式 1,801	-	-
発行済株式総数	28,449,601	-	-
総株主の議決権	-	284,478	-

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,969	19,061
受取手形及び売掛金	<sup>2</sup> 39,395	<sup>2</sup> 40,916
未成工事支出金	158	89
貯蔵品	802	883
繰延税金資産	2,325	1,161
その他	2,810	2,867
貸倒引当金	78	83
流動資産合計	65,383	64,896
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	87,608	90,008
減価償却累計額	52,126	54,243
建物及び構築物(純額)	35,482	<sup>3</sup> 35,765
機械装置及び運搬具	45,416	45,105
減価償却累計額	37,606	37,833
機械装置及び運搬具(純額)	7,810	7,271
土地	40,975	<sup>3</sup> 38,268
リース資産	2,338	2,431
減価償却累計額	897	965
リース資産(純額)	1,441	1,466
建設仮勘定	1,013	<sup>3,4</sup> 4,293
その他	6,502	6,682
減価償却累計額	5,570	5,659
その他(純額)	931	1,023
有形固定資産合計	87,654	88,088
無形固定資産	2,561	2,543
投資その他の資産		
投資有価証券	6,832	8,789
長期貸付金	291	324
繰延税金資産	3,827	3,377
その他	4,487	4,727
貸倒引当金	232	211
投資その他の資産合計	15,208	17,007
固定資産合計	105,424	107,639
資産合計	170,807	172,536

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	<sup>2</sup> 12,899	<sup>2</sup> 13,023
短期借入金	4,177	2,846
コマーシャル・ペーパー	-	2,500
1年内償還予定の社債	5,000	7,000
1年内返済予定の長期借入金	5,089	2,262
未払費用	8,325	5,268
未払法人税等	1,358	381
その他	10,843	11,463
流動負債合計	47,694	44,745
固定負債		
社債	13,000	10,000
長期借入金	17,287	18,436
繰延税金負債	396	434
再評価に係る繰延税金負債	2,357	2,355
退職給付引当金	14,529	14,961
役員退任慰労金引当金	1,988	1,885
その他	2,801	3,449
固定負債合計	52,360	51,523
負債合計	100,055	96,269
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,688	1,688
資本剰余金	755	755
利益剰余金	71,613	74,844
自己株式	0	0
株主資本合計	74,057	77,288
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,416	2,367
土地再評価差額金	4,763	4,767
為替換算調整勘定	1,429	282
その他の包括利益累計額合計	4,776	2,682
少数株主持分	1,471	1,660
純資産合計	70,752	76,266
負債純資産合計	170,807	172,536



## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	172,805	173,729
売上原価	157,965	158,797
売上総利益	14,840	14,931
販売費及び一般管理費	8,107	8,354
営業利益	6,733	6,576
営業外収益		
受取利息	62	64
受取配当金	125	217
投資有価証券評価損戻入益	1	91
その他	161	206
営業外収益合計	350	579
営業外費用		
支払利息	442	384
その他	83	73
営業外費用合計	525	458
経常利益	6,558	6,697
特別利益		
固定資産売却益	82	29
その他	-	0
特別利益合計	82	29
特別損失		
固定資産除売却損	86	105
減損損失	<sup>1</sup> 87	-
その他	36	47
特別損失合計	211	152
税金等調整前四半期純利益	6,430	6,575
法人税、住民税及び事業税	1,469	1,437
法人税等調整額	1,314	1,142
法人税等合計	2,784	2,579
少数株主損益調整前四半期純利益	3,645	3,995
少数株主利益	47	68
四半期純利益	3,598	3,926

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,645	3,995
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	30	965
為替換算調整勘定	41	1,221
その他の包括利益合計	10	2,187
四半期包括利益	3,635	6,182
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,589	6,022
少数株主に係る四半期包括利益	45	160

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、KONOIKE ASIA(THAILAND)CO.,LTD.は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

(1) 銀行借入金に対する債務保証

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
青海流通センター(株) (当社の他14社による連帯保証、 総額584百万円)	16百万円	青海流通センター(株) (当社の他14社による連帯保証、 総額448百万円)	12百万円
大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額688百万円)	104	大阪港総合流通センター(株) (当社の他7社による連帯保証、 総額549百万円)	83
神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額270百万円)	67	神戸港島港運協同組合 (佐野運輸(株)の他3社による連帯 保証、総額271百万円)	67
協同組合東京海貨センター 従業員	13 6	協同組合東京海貨センター 従業員	12 7
計	208	計	183

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	265百万円	201百万円
支払手形	21	13

3 銀座六丁目10地区第一種市街地再開発事業(東京都中央区)の権利変換計画に伴い、建物及び構築物49百万円、土地2,909百万円を建設仮勘定に振替計上しております。

4 圧縮記帳額

都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行に伴う権利変換により有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
建設仮勘定	- 百万円	411百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
エンジニアリング部 (茨城県鹿嶋市)	事業用資産	建設仮勘定

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である営業所もしくは支店ごとに資産のグルーピングを行っております。

その結果、事業用資産については、経営環境の変化により帳簿価額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、建設仮勘定87百万円について減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却可能価額により測定しており、売却見込価額より売却諸費用見込額を控除する方法により評価しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	4,819百万円	4,972百万円
のれんの償却額	170	120

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	125	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金
平成24年11月14日 取締役会	普通株式	125	5.00	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月15日 取締役会	普通株式	284	10.00(注)	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金
平成25年11月7日 臨時取締役会	普通株式	426	15.00	平成25年9月30日	平成25年12月6日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額10円00銭には、上場記念配当5円00銭が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	112,792	38,671	21,340	172,804	0	172,805	-	172,805
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	963	1,925	135	3,024	55	3,080	3,080	-
計	113,756	40,597	21,476	175,829	56	175,886	3,080	172,805
セグメント利 益	8,690	1,246	690	10,627	19	10,647	3,913	6,733

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 3,913百万円には、セグメント間取引消去10百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,924百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

複合ソリューション事業において、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、前第3四半期連結累計期間においては87百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	複合ソリュー ション事業	国内物流事業	国際物流事業	合計				
売上高								
外部顧客への 売上高	111,622	38,853	23,253	173,729	0	173,729	-	173,729
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	895	1,743	76	2,715	55	2,771	2,771	-
計	112,517	40,597	23,329	176,444	56	176,500	2,771	173,729
セグメント利 益	8,489	948	1,066	10,503	17	10,521	3,944	6,576

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループの資産運用業務等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 3,944百万円には、セグメント間取引消去61百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 4,006百万円が含まれております。全社費用は、当社の本社総務部門等管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、各報告セグメントを構成する事業本部に所属する営業所の一部について、主要顧客ならびに事業内容の変化に対応するため、所属する事業本部を変更いたしました。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、当該変更を反映し作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	143円93銭	138円03銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,598	3,926
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,598	3,926
普通株式の期中平均株式数(千株)	25,003	28,449

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年11月7日開催の臨時取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(1) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・426百万円

(2) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・15円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払い開始日・・・・・・・・平成25年12月6日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 2月10日

鴻池運輸株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

辻内

章

印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

目細

実

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鴻池運輸株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。